

眼撮影装置

仕 様 書

隠岐広域連合立
隠岐病院

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

網膜や視神経の断面を3次元画像で撮影し、緑内障や糖尿病性網膜症などの検査、治療などに使用する機器。
現有機器は、耐用年数を超過し部品供給も終了しており修理対応不可のため更新をする。

2. 調達物品及び構成内訳

品名： 眼撮影装置

構成内訳： 本体

1台

II. 基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 無散瞳下で眼底断層像撮影及び、カラー眼底撮影が可能であること。
2. 眼底断層像撮影部位を同時撮影されたカラー眼底画像上で特定できること。
3. 眼底断層像を 100,000A-Scans/sec の高速撮影ができること。
4. Swept Source OCT (SS-OCT) であること。
5. 一度の撮影で広範囲 (12×9mm) の眼底断層像が撮影できること。
6. 脈絡膜・強膜まで高精細な眼底断層像を撮影できること。
7. 撮影が容易であること。
8. 被検眼を自動追尾するトラッキング機能があること。
9. 前回と同じ場所を撮影できること。
10. 正常眼データベースと比較できること。
11. 3次元立体画像表示及びEnface (平面化) が可能であること。
12. カラー眼底、レッドフリーの眼底撮影が可能であること。
13. 蛍光眼底撮影 (FA)、自発蛍光撮影 (FAF) が可能であること。
14. 眼底撮影の撮影画角は、45度・30度相当であること。
15. 21mmの広角OCT撮影が可能であること。
16. OCT Angiography (OCT アンギオ・OCT-A) 撮影が可能なこと。
17. 前眼部の断層像が撮影できること。
18. 前眼部撮影では、距離計測・角度計測・角膜厚解析が可能であること。
19. 撮影したBスキャンOCT画像にAIによるノイズ除去処理 (デノイズ) が可能であること。
20. 撮影したOCTアンギオ画像にAIによるノイズ除去処理 (デノイズ) が可能であること。
21. 院内ネットワークに接続し、診察室等のパソコンにてOCTビューワーが使用できること。
22. OCTビューワーではレポートだけではなく、全てのOCTデータにアクセスできること。
23. 当院指定 (株式会社ビーライン社製 Eye Base Net System) の眼科情報システムと連携すること。
24. 院内で使用中の電子カルテにJPG/PDF等の画像レポートを送信できること。
25. 上下などの動作により容易に検査を行える専用の光学台を付属すること。
26. イナミ株式会社製の谷戸氏トラベクロトミーマイクロフック (直、左、右) m2215ss を2セット付属すること。

III. その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 納入物品の搬入に要する養生、据付け及び稼働のための調整等を行うこと。
2. 納入物品の納期及び納入場所については、当院と協議すること。
3. 納入物品の搬入、据付け、配線、配管及び調整等については、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
4. 当院が用意する一次側電源以外に必要な電源設備、給排水設備及び配管設備等があれば、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
5. 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
6. 年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。また、早急な復旧を可能にするサービス体

制を有すること。

7. 納入検査終了後から1年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
8. 納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
9. 取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で1部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
10. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
11. 納入物品のうち、薬機法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
12. 納入物品の十分な教育訓練を行うこと。なお、教育訓練の日時及び場所については、当院と協議の上行うこと。
13. 納入物品のうち、配線ケーブルは、カテゴリ5以上オレンジ色を使用しコネクタはRJ-45とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。
14. 納入物品のうち、眼科情報システムへの接続に要する費用を負担すること。
15. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。